

高知県道路交通法施行細則（昭和 35 年高知県公安委員会規則第 5 号）の一部改正について
公開日 2020 年 12 月 09 日

- 1 規則等の題名
高知県道路交通法施行細則の一部を改正する規則
- 2 根拠法令・条項
道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）
- 3 規則等の制定日
令和 2 年 12 月 4 日（金曜日）
- 4 結果公示の日
令和 2 年 12 月 9 日（水曜日）
- 5 適用除外条項
高知県行政手続条例第 38 条第 4 項第 8 号に該当
- 6 適用除外の理由
道路交通法の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 42 号）の施行に伴い、当然必要とされる規定の整理であり、意見公募手続を実施することを要しない軽微な変更であるため。
- 7 規則等の概要
高知県道路交通法施行細則の一部を改正する規則
新旧対照表
- 8 担当課・連絡先
担当者：高知県警察本部交通部交通規制課
住所：高知市丸ノ内二丁目 4 番 30 号
電話番号：088 - 826 - 0110（内線 5172）

公安委員会規則

高知県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年12月4日

高知県公安委員会委員長 小田切 泰禎

高知県公安委員会規則第7号

高知県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

高知県道路交通法施行細則（昭和35年高知県公安委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項第2号ア中「第44条」を「第44条第1項」に改める。

別記様式第4号（裏面）中「第44条」を「第44条第1項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

新旧対照表

新

高知県道路交通法施行細則（抜粋）

（駐車許可）

第6条 法第45条第1項の規定による署長の許可は、車両に係る駐車が次に掲げる要件の全てを備えているときにするものとする。

- (1) 略
 - (2) 駐車をしようとする場所が、次のいずれにも該当するものであること。
 - ア 法第44条第1項並びに第45条第1項各号及び第2項に規定する場所でないこと。
 - イ 駐車により交通に危険を生じ、又は交通を著しく阻害する場所でないこと。
 - (3)・(4) 略
- 2～7 略

別記

様式第4号（第4条関係）

略

（裏面）

注意事項

- 1 この標章は、高知県公安委員会による駐車禁止規制が行われている道路の部分以外の場所では使用することができません。

次のような駐車はできません。

- ① 駐停車禁止場所の駐車（道路交通法（昭和35年法律第105号）第44条第1項及び第75条の8第1項）
- ②～⑤ 略

2～6 略

この標章の交付を受けた者
住所
氏名

備考 略

旧

高知県道路交通法施行細則（抜粋）

（駐車許可）

第6条 法第45条第1項の規定による署長の許可は、車両に係る駐車が次に掲げる要件の全てを備えているときにするものとする。

- (1) 略
 - (2) 駐車をしようとする場所が、次のいずれにも該当するものであること。
 - ア 法第44条並びに第45条第1項各号及び第2項に規定する場所でないこと。
 - イ 駐車により交通に危険を生じ、又は交通を著しく阻害する場所でないこと。
 - (3)・(4) 略
- 2～7 略

別記

様式第4号（第4条関係）

略

（裏面）

注意事項

- 1 この標章は、高知県公安委員会による駐車禁止規制が行われている道路の部分以外の場所では使用することができません。

次のような駐車はできません。

- ① 駐停車禁止場所の駐車（道路交通法（昭和35年法律第105号）第44条及び第75条の8第1項）
- ②～⑤ 略

2～6 略

この標章の交付を受けた者
住所
氏名

備考 略